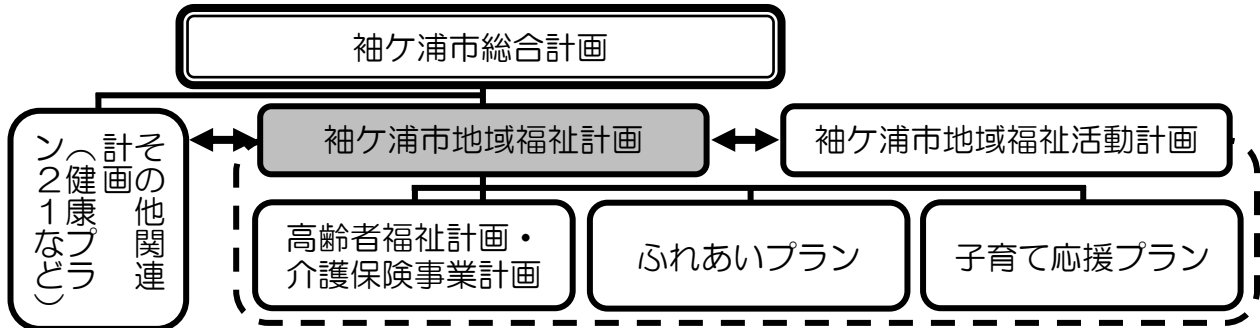


袖ヶ浦市地域福祉計画  
(第2期)  
【概要版】

平成27年3月  
袖ヶ浦市

# 第1章 地域福祉計画の位置づけ

## 1. 計画の位置づけ



## 2. 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。

# 第2章 計画の基本的な考え方

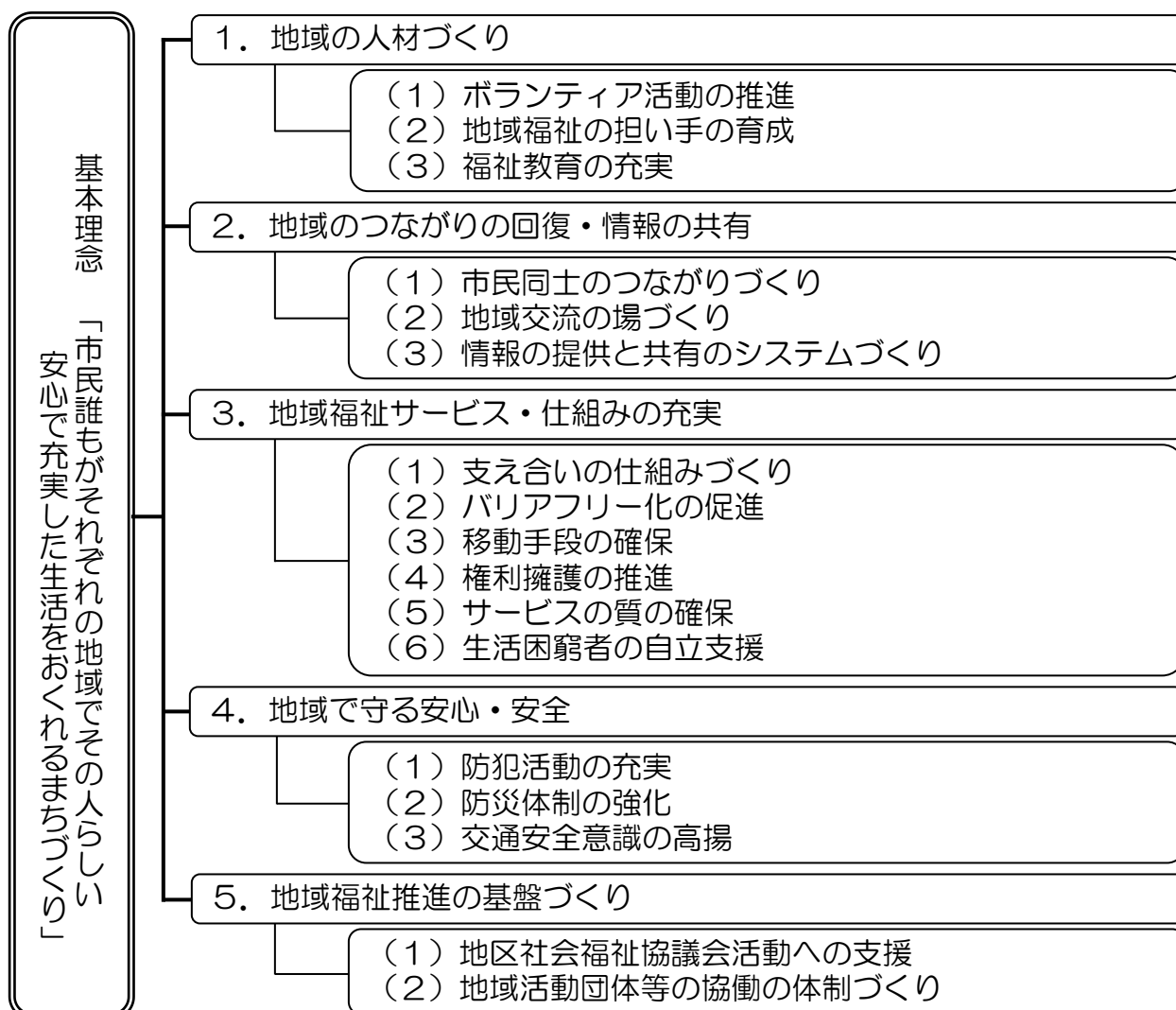
## 1. 基本理念

### 基本理念

「市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい  
安心で充実した生活をおくれるまちづくり」

- 基本視点1 すべての個人の人間性を尊重します
- 基本視点2 自立した日常生活を支えるためのネットワークづくりを推進します
- 基本視点3 市民参加による協働と助け合いのまちをつくります

## 2. 施策体系



## 3. 協働による計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、地域社会を構成する地域住民、福祉事業所・団体等、社会福祉協議会、行政などが地域課題への共通認識を持つとともに、「自助」、「共助(互助)」、「公助」というそれぞれの役割を担い、自発的・自主的な取り組みや協働での取り組みを行っていくことが重要です。

### 【自助】

地域住民や家族が支え合い、自ら生活課題などに取り組むことを、「自助」といいます。また、日頃から地域の一員として地域内でのつながりを作ることや、自助のみでの解決が難しい問題について助けを求めることも「自助」といえます。

### 【共助(互助)】

地域の区・自治会、民生委員・児童委員等が互いに助け合って取り組む活動を、「共助(互助)」といいます。また、地域内での近所づきあいや支援が必要な人を気にかけること、話し相手になることなども「共助(互助)」といえます。

### 【公助】

市や社会福祉協議会、また、保健・医療・福祉のサービス提供事業者が地域で専門性を発揮して取り組む活動を、「公助」といいます。また、「自助」、「共助(互助)」を支援する施策(環境整備など)も「公助」といえます。

## 第3章 基本目標と施策の展開

### 1. 地域の人材づくり

#### (1) ボランティア活動の推進

ボランティアセンター等の支援	
ボランティアの養成・確保や活動の活性化のため、社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンター機能の充実、NPOなどの活動を支援し、周知についてはボランティア受け入れ側の視点も考慮して、より一層力を入れていきます。また、ボランティアセンターやNPOなどとの情報共有による連携を推進し、市民活動情報サイトの利便性向上を図るなどボランティア活動の活性化に役立つ施策に関する周知に努めます。	
事業名 【所管課等】	ボランティアセンターの運営支援【地域福祉課】、ボランティアセンターの運営【社会福祉協議会】、ボランティアセンター情報発信事業【社会福祉協議会】、ボランティア交流事業【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	市民協働推進事業【市民活動支援課】

各種ボランティア養成の支援	
高齢者、障がいのある人、子育て中の親への援助活動などを行うボランティアを育成するため、社会福祉協議会が開催する各種ボランティアやボランティアリーダー養成を支援し、幅広い年齢層のボランティアの確保、特に若年層ボランティアの確保に向けた支援の充実を目指します。	
事業名 【所管課等】	ボランティア養成事業【社会福祉協議会】、ボランティアリーダー養成事業【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	生涯学習ボランティア促進事業【生涯学習課】、おはなし会ボランティア推進事業【中央図書館】

#### (2) 地域福祉の担い手の育成

地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成支援	
地域福祉活動の内容を充実し活動を継続していくため、身近で福祉活動を行う人材を発掘するとともにその養成を支援していきます。また、ボランティア養成と同様に、幅広い年齢層、特に若年層の取り込みを目指した施策を検討していきます。	
地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動が効果的に展開されるよう、地域福祉に関する情報などを適時提供するとともに、その活動を地域に周知を図るための支援を行います。	
事業名 【所管課等】	民生委員児童委員活動事業【地域福祉課】、民生委員児童委員協議会事業【社会福祉協議会】、ボランティア養成事業(再掲)【社会福祉協議会】、ボランティアリーダー養成事業(再掲)【社会福祉協議会】

福祉活動の相談指導専門職員の充実	
地域福祉活動を円滑に進めるためには、総合的な相談や指導に応じられるよう福祉専門職(社会福祉士)の充実に取り組んでいきます。	
事業名 【所管課等】	福祉専門職員の資質向上の取り組み【地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・子育て支援課】、職員研修事業【社会福祉協議会】

### (3) 福祉教育の充実

<b>家庭における教育の推進</b>	
<p>幼児期においては、愛情により結ばれた親子のふれ合いを通じて、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりなど子どもの心を育む家庭での教育を推進するための情報を提供していますが、今後はより幅広く提供できるよう、関係各課や関係機関等とともに実施方法や内容などの改善などを検討していきます。</p>	
<b>関連事業名</b> <b>【所管課等】</b>	家庭教育総合推進事業【生涯学習課・市民会館・各公民館】、子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業【学校教育課】
<b>学校における福祉教育の推進</b>	
<p>学校教育として福祉に関する体験学習などを実施し、引き続き、児童や生徒などが地域の一員として福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てるとともに、今後は学習内容の更なる充実も図っていきます。</p>	
<b>事業名</b> <b>【所管課等】</b>	福祉教育推進事業【社会福祉協議会】
<b>関連事業名</b> <b>【所管課等】</b>	総合的な学習の時間における福祉教育の推進【学校教育課】
<b>生涯学習としての福祉教育の推進</b>	
<p>市民を対象として、福祉や家庭教育に関する内容の講座などを開催します。また、生涯各期にわたる全ての世代に向けた福祉教育の実施や、その時々々の社会情勢などに拠る課題にも対応していけるよう、関係各課や関係機関等とともに講座内容の検討を進めていきます。</p>	
<b>事業名</b> <b>【所管課等】</b>	地域福祉フェスタ【社会福祉協議会】、ボランティア養成事業(再掲)【社会福祉協議会】
<b>関連事業名</b> <b>【所管課等】</b>	家庭教育総合推進事業(再掲)【生涯学習課・市民会館・各公民館】、青少年教育推進事業【生涯学習課・市民会館・各公民館】、成人教育推進事業【生涯学習課・市民会館・各公民館】、高齢者生きがい促進教育推進事業【生涯学習課・市民会館・各公民館】

## 2. 地域のつながりの回復・情報の共有

### (1) 市民同士のつながりづくり

<b>身近な地域でのつながりを深める取り組み</b>	
<p>人と人とのつながりの基本であるあいさつを励行し、身近な隣近所での日常的なつながりを深める取り組みを進めます。</p>	
<b>関連事業名</b> <b>【所管課等】</b>	子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業(再掲)【学校教育課】、自治会の加入促進への取り組み【市民活動支援課】

### 要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進

児童、高齢者、障がいのある人への虐待や犯罪行為などを未然に防止するためにも、市民一人ひとりが地域に関心を持つことが重要です。今後は対象となる方の更なる増加が予想されることから、民生委員・児童委員への情報提供の充実や高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者の拡大などを含め、隣近所の見守りや声かけなどの連携の意識啓発や支え合いのシステムづくり・強化を支援します。

事業名 【所管課等】	高齢者見守りネットワーク事業【高齢者支援課】
---------------	------------------------

### その他の主な関連事業

関連事業名 【所管課等】	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議【生涯学習課・市民会館・各公民館】
-----------------	--------------------------------------

## (2) 地域交流の場づくり

### 身近な交流の場づくり推進

子どもから高齢者まで、地域の誰もが集まりやすく、気軽に交流できるような地域での活動の場づくりを引き続き支援します。そのため、公共施設の有効活用のほか、地区集会施設や空き家、空き店舗、個人宅などの民間施設を拠点として活用できるよう支援します。

地区社会福祉協議会に運営事業補助金を交付し、地域の特性に合った交流の場づくりを支援します。

事業名 【所管課等】	地区社会福祉協議会運営事業の支援【地域福祉課】、地域ふれあいサロンの設置【社会福祉協議会】、地域子育て支援拠点事業【子育て支援課】、保育所(園)地域活動事業【保育課】
---------------	---

関連事業名 【所管課等】	区等集会施設整備補助事業【市民活動支援課】
-----------------	-----------------------

### 地域活動の交流の場づくりの推進

地区単位で地域の核である地区社会福祉協議会の拠点づくりと、また、世代間交流、地域住民のネットワークづくりやボランティアなどの交流する場づくりとして、公民館などの公共施設や福祉事業所内の地域交流スペース等の有効活用などを検討します。また、長浦おかのうえ図書館内の「福祉団体交流室」の利用促進を図ります。

事業名 【所管課等】	公共施設の有効利用の促進【地域福祉課】
---------------	---------------------

### その他の主な関連事業

関連事業名 【所管課等】	放課後子ども教室【生涯学習課】、世代間交流事業【市民会館・昭和地区住民会議】、平岡地域ふれあい推進事業【平岡公民館】、国際化推進事業【市民活動支援課】
-----------------	---

### (3) 情報の提供と共有のシステムづくり

福祉に関する総合的な情報提供の充実	
<p>「広報そでがうら」(市)、「社協だより」(社協)、各種福祉サービスガイドなどの配布や、市や社協のホームページへの掲載、福祉施設への各種パンフレットの設置等、対象者の年齢を考慮して届きやすい方法によって、制度の内容や改正などを含めた総合的な情報を提供します。</p> <p>また、障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供に努めるとともに、多様なメディアへの対応も検討します。</p>	
事業名【所管課等】	福祉に関する情報提供の充実【地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・子育て支援課】、子育て支援ポータルサイトによる情報提供【子育て支援課】
その他の主な関連事業	
関連事業名【所管課等】	市民協働推進事業(再掲)【市民活動支援課】、市政講座【市民活動支援課】、市職員出前講座【生涯学習課】

## 3. 地域福祉サービス・仕組みの充実

### (1) 支え合いの仕組みづくり

地域における支え合いの促進	
<p>住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域住民同士のつながりを基本とした「お互いさま」の関係を築くため、地区社会福祉協議会など地域団体の活動活性化の促進や、自治会やシニアクラブ等への加入促進などにより、共に支え合い、助け合う仕組みづくりを促進します。また、介護保険制度の地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業など、新しいつながりの形の検討も進めます。</p>	
事業名【所管課等】	地区社会福祉協議会運営事業の支援(再掲)【地域福祉課】、地域支え合い推進実証事業【地域福祉課・企画課】、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業【高齢者支援課】、シニアクラブ活動助成事業【高齢者支援課】
関連事業名【所管課等】	自治会の加入促進への取り組み(再掲)【市民活動支援課】
地域における総合相談体制の整備	
<p>これまでも、高齢者に関しては地域包括支援センター、障がいのある人に関しては相談支援事業所、子育て支援に関しては保育所や子育て支援センター、生活保護に関しては地域福祉課窓口など、対象者別の相談体制の整備に努めてきました。</p> <p>また、各行政センター単位に保健福祉の専門職員を配置し総合相談体制を整備しましたが、今後も引き続き、利便性の向上などを目指し、気軽に相談できる窓口として周知を図ります。また、高齢者への訪問や情報提供を通じた地域ニーズの把握にも努めます。</p>	
事業名【所管課等】	なごうら健康福祉支援室運営事業【地域福祉課】、ひらかわ健康福祉支援室運営事業【地域福祉課】、相談支援事業【障がい者支援課】

## (2) バリアフリー化の促進

誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	
<p>高齢者、障がいのある人、妊婦や子育て中の人など、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や「千葉県福祉のまちづくり条例」も踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進していきます。</p> <p>また、高齢者や障がいのある人が住み慣れた家で生活できるよう居宅等のバリアフリー化の促進を支援します。</p>	
事業名 【所管課等】	高齢者等住宅整備資金貸付事業【高齢者支援課】、重度障がい者(児)居室等増改築・改造資金貸付【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	道路・交通施設の整備【土木建設課】、公園・児童遊園の整備【都市整備課】

## (3) 移動手段の確保

地域住民の支え合いによる移動支援の仕組みづくり	
<p>高齢者など、移動手段に苦勞する人が気兼ねなく外出できるよう、地域住民・行政等の役割分担による移動支援の仕組みづくりを進めます。</p>	
事業名 【所管課等】	地域支え合い推進実証事業(再掲)【地域福祉課・企画課】

移送サービスの充実	
<p>高齢者、障がいのある人などの移動が困難な市民が、公共施設や医療機関などを利用する際、移送ボランティアなど、市民の協力による送迎手段を確保することを推進します。</p>	
事業名 【所管課等】	福祉カー管理運営事業【障がい者支援課】、重度心身障害者福祉タクシー事業【障がい者支援課】、通院送迎(移送)サービス事業【社会福祉協議会】

## (4) 権利擁護の推進

成年後見制度利用支援事業の普及啓発	
<p>認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であって、日常生活を営むのに支障があり、後見開始の審判請求を行うことが困難で、福祉サービスを利用する必要がある人に対して、後見等開始の審判請求、報酬費用の助成を行います。また、制度の普及啓発にも引き続き取り組みます。</p>	
事業名 【所管課等】	成年後見制度利用支援事業【高齢者支援課・障がい者支援課】

日常生活自立支援事業の普及啓発	
<p>高齢者や障がいのある人で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理サービス、財産保全サービスの利用の促進を図ります。また、制度の利用が必要となる前の段階での対処が重要であることの周知を図り、効果的な制度の活用を目指します。</p>	
事業名 【所管課等】	日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】



### 虐待防止対策の推進

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施しており、今後もそれぞれのケースにきめ細かく対応し、一層の支援充実を目指します。

高齢者や障がいのある人については、制度の周知を図りつつ、成年後見制度の活用支援、老人福祉施設等への措置に関する相談、虐待への対応等をしていきます。また、関係機関や近隣市との情報共有など連携体制の構築を検討します。

事業名 【所管課等】	障害者虐待防止対策支援事業【障がい者支援課】、高齢者虐待防止事業【高齢者支援課】、虐待防止対策の推進【子育て支援課】
---------------	--

### その他の主な関連事業

関連事業名 【所管課等】	人権擁護事業【市民活動支援課】、男女共同参画推進事業【市民活動支援課】
-----------------	-------------------------------------

## (5) サービスの質の確保

### 福祉サービスの第三者評価等の普及啓発

福祉サービスの質の向上のため、千葉県が実施している福祉サービスの第三者評価などについて、引き続き、千葉県とも連携して普及・啓発していくとともに、受審を勧奨していきます。

事業名 【所管課等】	事業者の第三者評価への実施のはたらきかけ【障がい者支援課・高齢者支援課・子育て支援課】
---------------	---

### 福祉に関する相談員の派遣

要介護認定を受けた人については、介護相談員が訪問し、サービスの利用状況を聞き取るほか、各種相談に応じます。また、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などに定期的に訪問し、利用者の声を聞いて施設サービスの改善に反映させます。こうした活動がサービスの周知や見守りなどに効果があがっており、更なる質の向上を図ります。

事業名 【所管課等】	介護相談員等派遣事業【高齢者支援課】
---------------	--------------------

## (6) 生活困窮者の自立支援

### 生活困窮者の自立支援（新規）

生活困窮者が生活保護に陥らないように、その前段階で早く自立できるように、専門性を有する支援員を配置した相談窓口を設置し、支援につなげていきます。

事業名 【所管課等】	生活困窮者自立支援事業(新規)【地域福祉課】、生活福祉資金貸付【社会福祉協議会】
---------------	--

## 4. 地域で守る安心・安全

### (1) 防犯活動の充実

防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進	
<p>子どもの通学時や遊びの時間帯などにおいて、不審者から子どもの安全を守るため、保護者、区・自治会、学校、警察などの関係機関が連携した防犯パトロールや「ながらパトロール」などの自主防犯活動がより活発になるよう支援し、地域の防犯活動の充実に取り組みます。</p>	
<b>関連事業名</b> <b>【所管課等】</b>	防犯対策運営事業【市民活動支援課】、子どもの安全確保事業【学校教育課】、児童・生徒指導センター運営事業【総合教育センター】、子ども安全パトロールの実施【市民会館・各公民館・各地区住民会議】
消費者意識の啓発と消費者利益の保護	
<p>振り込め詐欺、訪問販売でのトラブル、悪質な詐欺事件等、消費者問題は複雑化・多様化していることから、消費者問題に関する情報の収集に努め、注意喚起のための情報提供体制の強化や消費生活相談員のスキルアップ、相談体制の充実、関係機関との連携の強化を図ることにより、消費者保護施策を推進します。</p>	
<b>関連事業名</b> <b>【所管課等】</b>	消費生活相談・啓発事業【経済振興課】

### (2) 防災体制の強化

日常における防災対策の普及	
<p>日常における火災や事故、急病等にも備えた情報の伝達、防災訓練の実施、住宅用火災警報器や家具転倒防止器具取り付け等の各種防災機器システムの普及を進めてきましたが、普及率が低い地域もあるため、引き続き、様々な方法で普及啓発に努め、各種防災機器システムの設置を促進します。</p>	
<b>事業名</b> <b>【所管課等】</b>	災害ボランティアセンター事業【社会福祉協議会】、高齢者等家具転倒防止器具設置事業【高齢者支援課・障がい者支援課】
<b>関連事業名</b> <b>【所管課等】</b>	災害時要援護者の支援【危機管理課】、福祉避難所の指定・整備【危機管理課】、防災訓練の実施【危機管理課】、住宅用火災警報器の設置促進【消防予防課】
震災火災対策における自主防災組織整備の推進	
<p>「自分たちの地域は、自分たちで守る」という視点から、各地域において被害を最小限に抑え、地域住民の生命、身体、財産を守る体制強化を目的とした自主的な防災組織の結成促進を図るため、その必要性の周知や地域住民の意識啓発に取り組んできましたが、地域によって関心度が異なるため、地域性を考慮して周知や啓発に取り組みます。</p>	
<b>関連事業名</b> <b>【所管課等】</b>	震災火災対策自主防災組織整備事業【危機管理課】
災害時要援護者の支援	
<p>高齢者や障がいのある人などは、災害発生時には自力での避難が困難となり、地域による支援が必要となります。</p> <p>特に、要援護者を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにしていく必要があるため、個人情報保護に配慮した災害時要援護者登録台帳を活用し、自治会や民生委員・児童委員等と連携し地域で要援護者を見守る体制の整備を進めます。</p>	
<b>関連事業名</b> <b>【所管課等】</b>	災害時要援護者避難支援対策【危機管理課】、福祉避難所の指定・整備(再掲)【危機管理課】

その他の主な関連事業	
関連事業名 【所管課等】	木造住宅耐震化促進事業【建築住宅課】

### (3) 交通安全意識の高揚

交通安全の推進	
<p>幼児から高齢者までの一貫した交通安全教育を実施し、市民意識の向上を図ります。特に、近年は高齢者の交通事故が増加傾向にあるため、シニアクラブなどを通じた交通指導の充実を図ります。また、運転者に向けた啓発活動にも取り組みます。</p> <p>交通安全施設として、危険箇所等への道路照明や道路反射鏡、道路標識等の整備を推進し、高齢者、障がいのある人、子ども等に配慮した信号機や横断歩道等の設置について、引き続き、警察への要望を行います。</p>	
関連事業名 【所管課等】	交通安全対策事業【市民活動支援課】、児童・生徒指導センター運営事業(再掲)【総合教育センター】、子ども安全パトロールの実施(再掲)【市民会館・各公民館・各地区住民会議】

## 5. 地域福祉推進の基盤づくり

### ■地域住民主体の地域福祉活動イメージ



### (1) 地区社会福祉協議会活動への支援

地区社会福祉協議会活動への支援	
<p>地区社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動展開ができるよう支援します。</p>	
事業名 【所管課等】	地区社会福祉協議会運営事業の支援(再掲)【地域福祉課】、地区社会福祉協議会の運営強化【社会福祉協議会】
地区社会福祉協議会事業	昭和地区社会福祉協議会、長浦地区社会福祉協議会、蔵波地区社会福祉協議会、根形地区社会福祉協議会、平岡地区社会福祉協議会、中富地区社会福祉協議会

## (2) 地域活動団体等の協働の体制づくり

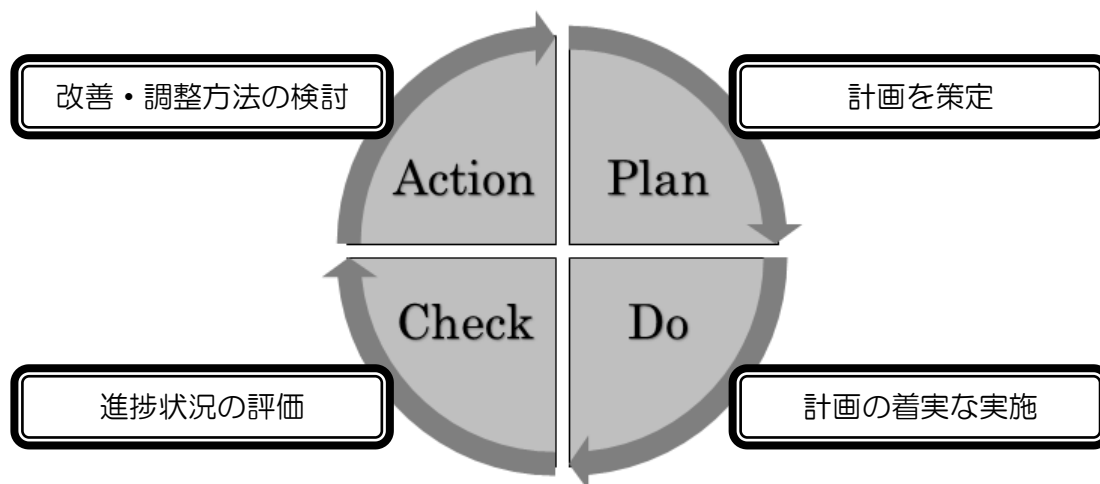
地域活動団体等の協働に向けた支援	
地区社会福祉協議会や地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、相互に連携・情報共有できるよう支援します。	
事業名 【所管課等】	(仮称)地域福祉推進地区懇談会の設置(新規)【地域福祉課】
関連事業名 【所管課等】	青少年育成地区住民会議への支援【生涯学習課・市民会館・各公民館】、総合型地域スポーツクラブ活性化事業【体育振興課】

## 第4章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、庁内関係部局を中心として組織した推進体制により、施策の進捗状況や実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行い、公表していきます。

さらに、本計画策定時に設置していた「袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)策定委員会」を構成する委員等を中心に「袖ヶ浦市地域福祉計画推進委員会」を設置し、PDCAサイクル<sup>※</sup>に基づいて本計画の進捗状況の評価および改善点を明らかにし、今後の施策の充実に向けた提言をいただく場として運営していきます。

また、地域の特性や実情を把握する必要がある事業については、新規に設置する(仮称)地域福祉推進地区懇談会により地区ごとの進捗状況の評価などを行います。



※PDCA サイクル: 計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法。

袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)【概要版】

発行 袖ヶ浦市 福祉部 地域福祉課  
〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1  
TEL 0438-62-2111 (代表)